

関西大学新キャンパス構想に関する調整会議設置要綱

(設置)

第 1 条 JR 高槻駅北東地区に予定されている関西大学新キャンパス構想について、その実現に向け、関西大学と高槻市との協議調整等を行うため、関西大学新キャンパス構想に関する調整会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次の事項を所掌する。

(1) 関西大学新キャンパス構想の実現に向け、協議調整等を行う。

ア 関西大学に対する支援策に関すること。

イ 高槻市に対する地域貢献に関すること。

(2) その他前号に関連する事項に関すること。

(組織)

第 3 条 会議は、別表 1 に掲げる者をもって組織する。

2 会議に議長及び副議長を置き、議長は高槻市政策統括監を、副議長は関西大学大学本部長をもって充てる。

(議長及び副議長)

第 4 条 議長は、会議の事務を総括する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長が不在のときはその職務を代理する。

(説明等の聴取)

第 5 条 議長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 会議の庶務は、関西大学総合企画室（高槻新キャンパス設置準備事務室）及び高槻市市長公室総合政策室において処理する。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 12 日から実施する。

別表1（第3条関係）会議

議長	高槻市政策統括監	
副議長	関西大学大学本部長	
委員	関 西 大 学	総合企画室長
委員		総務局長
委員		財務・管財局 施設課長
委員	高 槻 市	都市産業部長
委員		市長公室理事（総合政策担当）
委員		市長公室理事（総合調整担当）